

協議会だより

「新型コロナウイルス感染症」への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて発表された、突然の休校要請、学童保育の朝からの開所要請などもあって、学童保育現場は、指導員の確保など子どもを受け入れ体制の構築、利用希望の確認など、対応に追われました。

「感染拡大の抑制」と「子どもたちの安全・健康最優先」を目的に全国規模で一斉休校が決まって以降も、感染の不安から学童保育を休ませる家庭、働かなければならない・仕事を休めないために学童保育が休所になった場合、日中、子どもを一人で過ごさせるを得ない家庭などさまざまです。

これまで、「子どものいる時間だけの事業」との認識で実施してい

た自治体や現場の指導員からは、年度末のこの時期に、放課後数時間ではなく、一日を通して開所することへの対応に苦慮している様子も伝わってきています（本誌二〇二〇年四月号「協議会だより」も参照ください）。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）では、学校の臨時休業と学童保育での対応についての情報提供を地域学童保育連絡協議会に呼びかけ、二〇二〇年三月四日に、各地域の現状と要望を厚生労働省に届けました（各地の状況は、その後も随時、届けています）。

三月六日に発出された内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「新型コロナウイルス

感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する追加の財政措置について」には、以下の内容が掲載されています。

◆午前中から開所するための経費一萬二〇〇〇円、人材確保に必要な費用二万円の財政措置
…三万二〇〇〇円と約三倍に増額。

◆支援の単位を新たに設けて運営する場合の追加の財政措置
…六万二〇〇〇円に増額。

◆午前中から障害のある子どもを受け入れる場合…（新規）六〇〇〇円。

◆午前中から障害のある子どもを二人以上受け入れる場合…（新規）合計一萬二〇〇〇円。

◆午前中から医療的ケア児を受け入れる場合…（新規）一萬二〇〇〇円。

三月一〇日には、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）の事務連絡

「『新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第二弾―』に係る令和元年度子ども・子育て支援交付金の変更交付申請手続等について」が発出され、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」（「支援の単位当たり五〇万円」）が新たに予算化されました。

これは、「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限る」ものです。

同日には、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が示されました。この要綱では、三月二日までに申請をすれば、三月三〇日には市町村に対して交付金が支払われるとされており、人件費などすぐに必要な費用があることを考慮した迅速な対応であったものの、

市町村や現場からは、申請期間の短縮にこまごまの声があがりました。

なかには、事業者に周知しきれなかったり、情報を把握していなかったりする市町村もありました。また、申請締め切りの前日に事業者へ通知があり、数時間後に申請締め切りのため、対応できなかった現場、午前からの開所のために保育や指導員の人材確保に追われ、書類の作成に対応できなかった現場もありました。

追って示された三月一八日付の内閣府の事務連絡では、交付申請期限に間にあわず特例措置の申請ができていない場合、追加の交付申請を受け付けることが示されています。

このように、一定の財政措置は示されましたが、新たにつきのような課題が生まれています。

○今年度中に申請できなかった事業者・市町村に対して、さかのぼって申請ができるよう

な対応が求められること。

○新年度になってから生じた費用、申請後に判明した費用についても、自治体が申請・支出することができるような仕組みとすること（現時点での国の方針では、二〇一九年度予備費で手当てするとされているが、二〇二〇年度予算でも対応が可能な仕組みとすること）。

○例年であれば、春休み前に対応してきた業務が午前中からの保育で困難になった事態をふまえて、その作業のための人件費を保障すること。

* * *

このたびの事態で、学童保育は、保育所と同様に社会を支える事業としてあらためて確認され、対応が求められましたが、同時に、制度の脆弱性も明らかになりました。

施設環境、集団の規模、指導員の体制など国の示した基準はある

ものの、自治体の裁量に任ざれている部分が多く、子どもが安全に安心して過ごせる環境が十分に整えられていないのが現状です。

例年であれば、指導員は春休みの一日保育に入る前の時期に、年度末の書類などの作成、新年度の準備を行っています。このたびの事態で、連日、超過勤務で対応している現場が数多くあります。

また、新人所にもなう保護者説明会等が開催できず、個別対応に追われている現場もあります。

子どもも保護者も指導員も、先の見通しがつかない不安定な非日常を過ごすなかで、子どもの抱えるストレスや、心のケアの必要性も生じています。

学童保育を利用している子どもたちの安全を守り、安心できる生活を保障するために欠かせない土台として、子ども集団の規模を小さくすることは、感染拡大を防止するためにも必要です。また、専門的な知識や技能を身につけた指

導員が、八時間勤務の常勤雇用で複数配置されることが不可欠です。

子ども集団の規模の上限を守りつつ必要な数だけ学童保育を増やすには、施設整備や人材確保が課題となります。学童保育の役割や指導員の仕事についての理解を深め、それを具体的に果たせる条件整備が必要です。

ひきつづき、皆さんの地域での状況や動きについて、ぜひ情報をお寄せください。よろしくお願いいたします。

二〇二〇年度の国の補助基準額が示されました

「令和元年度全国児童福祉主管課長会議」の開催（例年二月、三月に開催）が見送られ、三月三日に会議資料が厚生労働省のホームページに掲載されました。資料「放課後児童対策関係予算のポインタ」では、放課後児童健全育成事業（運営費）補助基準額（案）

が不されています。

先に「全国厚生労働関係部局長会議」で示された資料には、人員配置基準と資格要件について、つぎのように示されていました。

I 人員配置基準

(1) 児童が少ない時間帯（夕方の遅い時間、土日等）のみ、職員一名配置とするクラブについては、現行と同額の補助基準額による補助。

(2) 児童が少ない時間帯に限らず職員を一名配置とするクラブについては、減額した補助基準額による補助。

II 資格要件

・放課後児童支援員を配置しないクラブについては、減額した補助基準額により補助。

*基礎資格を有する研修未受講者
(一)二〇一九年度までの経過措置により放課後児童支援員は参酌化
施行後三年の見直しまでの間(令和四年度末まで)に研修修了を予定している者も、補助要綱上は放

課後児童支援員とみなし、これまでも同様に補助。

つまり、子どもの人数が少ない時間帯の一名配置を許容し、「みなし支援員」の経過措置を補助要綱上、延長するといっています。

今回の「全国児童福祉主管課長会議」の資料では、「子どもの人数が少ない」について、「二〇人未満」との数字が具体的に示されました。また、「資格要件」につ

いては、「研修計画を立て、原則採用から一年以内に研修修了をさせるよう努める」と示されています。

補助基準額は以下のとおりです(それぞれ児童数三六〜四六人の場合)。

(1)「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、設備運営基準)どおり放課後児童支援員等を配置した場合 四五七万七〇〇〇円(前年比九万三〇〇〇円増)

(2)放課後児童支援員一名のみの配置とした場合三八六万六〇〇〇円。

(3)職員複数配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合 四〇二万五〇〇〇円。

(4)職員一名配置かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合 三三二万六〇〇〇円。

資格内容や配置基準の切り下げが各地で起こることは、改定された児童福祉法の「施行後三年の見直し」に向けて、私たちが「従うべき基準」に戻すための運動を進めるうえでも障害になることが考えられます。資格内容や配置基準を切り下げようとする動きは、最小限に留めなければなりません。

新たな市町村格差が生まれないよう、「『全国一定水準の質』を守る」という私たちの要望を伝えて、今後も強く働きかけていきたいと思います。

二〇二〇年度・全国学童保育指導員学校の開催について

学童保育指導員の資質向上と学童保育の内容充実を目的として開催している「全国学童保育指導員学校」。二〇二〇年度は全国一〇会場で開催の準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、六月開催分(北海道・北関東・南関東・西日本(愛知、奈良、兵庫)・四国・九州「福岡」の八会場)を中止します。

七月の東北会場、九月の九州会場(熊本)については、今後の動向によって開催の有無、延期も含めて内容に変更が生じるかもしれません。折々の情報は、全国連協のホームページに掲載する予定です。ご確認ください。